

平成27年(ワ)第180号 南相馬市原発損害賠償請求事件  
原告 高田一男 外  
被告 東京電力ホールディングス株式会社

### 準備書面(95)

2020年2月25日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 広田 次男 

同 弁護士 大木 一俊 

同 弁護士 坂本 博之 

同 弁護士 深井 剛志 

原告らの損害総論については、訴状90頁以下、準備書面(3)、準備書面(5)で主張してきた。

本書面では、「避難慰謝料」のみにスポットをあてて、原告らの居住していた地点で分けて避難慰謝料の始期及び終期を引き直し(「第1」で説明)、原告らに共通する事情を再度主張し(「第2」で説明)、共通する事情では補えない原告の慰謝料については個別項目を示して損害額を積み上げる(「第3」で説明)。

#### 第1 避難慰謝料の始期、終期及び額(訴状103頁から変更)

- 1 福島第一原発から半径20km以内(以下「半径20km圏内」という。)に居住していた原告らの避難慰謝料の始期、終期及び額
  - (1) 2018年3月までに帰還した原告(対象原告: 2-1~18-5(ただし、

下記イで記載した原告を除く。))

原告ら1人につき、帰還時期を問わず、2011年3月から2018年3月までの避難慰謝料総額として1890万円

(2) 2018年3月までに帰還していない原告

ア 2018年3月までに20km圏外に定住した原告（対象原告：8-1～4, 9-1及び2, 14-1及び2）

原告ら1人につき、2011年3月から20km圏外で定住するときまでの避難慰謝料総額として1890万円

イ 原発事故以前から進学等により転居する予定であった者（対象原告：11-3）

原告ら1人につき、2011年3月から転居するときまでの避難慰謝料総額として1890万円

2 福島第一原発から半径20km～30km（以下「30km圏内」という。）に居住していた原告らの避難慰謝料の始期、終期及び額

(1) 2012年8月までに帰還した原告の請求額（対象原告：1, 19-1～47-3（ただし、下記イで記載した原告を除く。））

原告ら1人につき、帰還時期を問わず、2011年3月から2012年8月までの避難慰謝料総額として630万円

(2) 2012年8月までに帰還していない原告の請求額

ア 2012年8月以降も避難している者（対象原告：20-1～4, 22-1～4, 23-1及び2, 26-1～3, 30-1及び2, 33-1～5, 40-3, 44-2～4, 47-1～3）

原告ら1人につき、2011年3月から帰還若しくは別途定住するときまでの避難慰謝料総額として訴状別紙の金額

イ 原発事故以前から進学等により転居する予定であった者（対象原告：45-6）

原告ら1人につき、2011年3月から転居するときまでの避難慰謝料総

額として630万円

#### 4 避難区域解除後の避難慰謝料請求の相当性

(1) 半径20km圏内に居住していた原告らのうち2018年3月までに帰還した原告ら(第1項(1))が、2016年7月12日～2018年3月31日の避難慰謝料を請求できる理由

ア 避難慰謝料支払いの終期については、一般的には、放射能汚染レベルに関する適切な状況確認に基づく判断によって避難指示が解除されて、かつ現実に生活することが可能な程度に、当該地域の状況が復興するに必要な相当期間が経過した段階で、避難慰謝料支払いの終期に至ると解される(訴状92頁及び原告準備書面(5)10頁及び11頁)。

なぜならば、そのような段階に至れば、帰還が現実に可能となり、通常は、避難生活による著しい生活阻害は解消され得るからである。

ただし、この判断は、極めて慎重になされる必要がある。避難指示の解除は、十分な除染の実施によって、当該解除対象区域の全域において十分に放射能汚染レベルが回復していることが必要であり、政府による避難指示解除があったから当然に、その判断が妥当であるとは限らないことに留意すべきである。

イ この点について、中間指針は、「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。」としているだけであったが、2013年12月26日決定の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」(以下「第四次追補」という。甲A46。)では、「『相当期間』は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」としている。

このように第四次追補は、「相当期間」について、「1年間を当面の目安とし」つつも、「個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」としている

のであって、決して、避難指示解除から1年で相当期間が経過したとしているわけではないことに留意すべきである。

ウ 長期間無人のまま置かれた避難区域内の地域は、生活を再開するための様々な要素が破壊され、あるいは流出ないし散逸し、すべてが元の地域社会とは様変わりした状況に陥っている。ガス・水道などの基本的なインフラ施設はもとより、学校、医療機関、その他の公共サービス、さらには日常生活に不可欠な食品や様々な日用品の流通販売網、そして今日の日常生活を支える通信、宅配、介護、保育、清掃、クリーニング業にいたるまで様々なサービス業の地域社会における復旧・展開がなければ、到底現実的な生活は営むことができないのである。

そして、そのためには、相当数の住民が帰還をしなければ、私的な産業の事業に委ねられているほとんどの流通やサービス業務は、現実に再展開することが困難である。こうした複合的な様々な要素が、ほぼ全面的に回復・復旧した段階に至ってはじめて、「現実に生活することが可能な程度に、当該地域の状況が復興した」と評価できる。そのために必要な期間が経過しなければ、上記「相当期間」が経過したとは評価できないのである。

さらに、多くの住民にとっては避難指示が解除され、かつ現実に生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興したと評価できる状況に至っても、避難していた住民の個別的な事情により、相当期間が経過するまでの間に、帰還か移住かを決められないことがあり得る。年齢、健康状態、家族構成、職業的な必要性など、やむを得ない事情によってそのような状況にある場合には、当該住民において帰還ないし移住の決断、実行が可能となるまでは、避難慰謝料の支払いが継続されなければならない。

エ したがって、福島第一原発から20km圏内に住んでいた原告らについては、帰還時期を問わず、2016年7月12日～2018年3月31日までの間は、精神的苦痛が現に生じており、避難慰謝料が認められる。

(2) 半径30km圏内に居住していた原告らのうち2012年8月までに帰還した者(第2項(1))が、2012年8月までの避難慰謝料を請求できる理由

ア 原告らのうち、30km圏内に住んでいた原告については、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除されたが、被告からの避難慰謝料は、同年8月31日まで支払われた。これは、被告も、当該地域の状況が復興するのに必要な「相当期間」として、避難指示解除後2012年8月31日までの1年間を認めていたものとみることができる。

この点に関し、原告らのなかには、2012年8月末日以前に避難先から自宅へと帰還している者や避難をせずに自宅に滞在していた者もいる。

中間指針は、2012年3月から同年8月31日までのいわゆる避難期間第3期に関しては、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的であるとしている（中間指針第二次追補・8頁、中間指針第四次追補・8頁）。

イ 他方、2012年3月までのいわゆる第1・2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、2011年4月22日までについては慰謝料を定めているものの、その後は個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得ると述べるのみで、具体的な基準は明らかにしていない（中間指針19頁、中間指針二次追補8頁）。

しかしながら、これらの者に対しても、実際に避難していた者と同様に2012年8月末日まで避難慰謝料が支払われるべきである。

すなわち、避難慰謝料が認められる趣旨は、「正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されたために精神的苦痛を被ったこと」にあり、その要素としては、「平穀な日常生活の喪失、自宅に帰れない苦痛、避難生活の不便さ、先の見通しがつかない不安などがある」と考えられる（千葉判決190頁）。

そして、これらの精神的苦痛は、避難者にとっては避難生活者については生活の本拠以外での生活に起因するものであるが、自宅滞在者についても周囲の家々から人がいなくなる状況など平穀な日常生活は喪失し、地域医療の崩壊、小中学校等の閉鎖や教育環境の悪化、地域経済の停滞等、生活基盤の

喪失による不便や不安に苦しみ、今後にも大きな不安を感じていた点に変わりはない。そして、自宅滞在者の多くは、家族や仕事、地域の役職上の必要その他により、避難をしたくても避難できず、又は一旦は避難しても自宅に戻らざるを得ない事情を抱えていた者である。そうであるとすると、自宅滞在者については、自宅に帰れない苦痛がなかったとしても、放射線量が高い、事故が起きた原発施設から30km圏内という至近距離で生活せざるを得なかつた苦痛を抱えていたのであり、少なくとも、慰謝料の点で、自宅滞在者と避難者に差異を認めるべきではない。

ウ 中間指針は、避難慰謝料を2012年8月末日まで認める理由として、この区域におけるインフラ復旧は2012年3月末日までに概ね完了する見通しであること、その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、2012年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を挙げている。南相馬市内においても病院機能はいまだ十分回復しておらず、また、小学校の再開も2012年2月末日であるなど、第2期終期である2012年3月末日時点までは復帰にかかる環境が整備されていなかったといえる（原告準備書面（5）12頁）。そして、その後に関しては、一定の期間の長短に過ぎないのであって、第3期間について中間指針自体が公平の観点から指摘している通り、すべての者に対して、2012年8月末日まで避難慰謝料を認めるのが相当である。

エ したがって、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除後、同年8月末日までの間に避難先から元の自宅に帰還した者や避難をせずに自宅に滞在していた者についても、周囲の生活環境は「避難指示が解除され、かつ現実に生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興したと評価できる状況に至った」とは到底いえない所以あるから、30km圏内に住んでいた原告らについては、帰還時期を問わず、2012年8月末日までの避難慰謝料が認められるべきである。

(3) 半径30km圏内に居住していた原告らのうち2012年8月までに帰還していない者（第2項（2）ア）が、2012年9月1日以降の避難慰謝料を請求できる理由

ア 避難慰謝料は、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」、すなわち、他所（よそ）での避難生活を強いられることによる、避難所や滞在先での心身の苦痛、様々な不便、不自由、そして避難生活に常につきまとう今後への様々な不安等がもたらす、現状の生活阻害による強いストレスと精神的苦痛という被害を捉えた損害である。

そして、原告らは、避難慰謝料の被害実態（=考慮要素、避難生活に伴う精神的苦痛の典型的な要素）として、① 避難先住居での生活の限界、② 見知らぬ土地での生活上の不安、③ 被ばくによる不安・差別、④ 仕事の喪失、⑤ 被害者同士の軋轢を挙げているところ、このような避難慰謝料の被害実態は、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除された後も避難生活を続けざるを得なかつた自主避難者については、その後も続いているとみるべきである。

イ したがって、30km圏内に住んでいた原告のうち、2011年9月30日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除されても避難生活を続けざるを得なかつた原告らについては、2012年9月1日以降の避難慰謝料も認められるべきである。

## 第2 原告らに共通する事情を加味したときの避難慰謝料として相応しい額の検討

### 1 避難によって原告ら全員が被った精神的苦痛

#### (1) はじめに

原告らは、避難生活に伴う精神的苦痛の典型的な（共通の）要素として、① 避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、② 見知らぬ土地での不安、③ 被ばくによる不安や差別、④ 仕事や生きがいの喪失、⑤ 被害者同士等の軋轢をあげている。

## (2) ① 避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）

### ア 避難直後の混乱期

本件原発事故発生によって、原告らは、着の身着のままで、突然避難することを強いられた。避難開始直後の混乱期（2011年3月中旬から4月ころ）、ほとんどの原告は、福島県内あるいは関東地域の自治体が用意した体育館などの公共施設で避難生活を送ることになった。

### イ 仮設住宅

体育館や親戚宅での一時的な避難の後、原告らは、仮設住宅や借上げ住宅に避難することになった。ところが、仮設住宅は、正に「仮設」の住宅であって、本件原発事故前の住環境とは程遠く、原告らは、以下のとおり、狭さ、暑さや寒さ、湿気、カビ発生、害虫発生、生活音、プライバシー欠如など、不便さとストレスに悩まされている。

### ウ 借上住宅

仮設住宅ではなく、既存の民間借上住宅に入居した原告らも、決して豊かな住環境を享受したわけではない。原告らは、以下のとおり、狭さ、老朽化、暑さや寒さ、湿気、害虫発生、生活音、プライバシー欠如など、不便さとストレスに悩まされている。

## (3) ② 見知らぬ土地での不安

原告らは、避難前の地域生活の中で、長年に渡り、安心できる人間関係を築いてきた。また、避難者であることが周囲に判明しても、定住意志が乏しいことなどから、負い目を感じて、やはり、積極的に避難先コミュニティに溶け込むことができない。

このような見知らぬ土地での不安について、原告らは、「犯罪者のような気持ち」「根無し草」「誰も知り合いがないところへ、ポンと放り込まれたような感じ」「多くの他人が近くいるという緊張感」などと表現している。

## (4) ③ 被ばくによる不安や差別

本件原発事故直後、放射性物質拡散（被ばくを避けるための避難経路）に関する情報が提供されなかったため、原告らは、高濃度の放射性物質に被ばくし

たと考えられ、この被ばくについて、健康不安を抱いている。

本件原発事故による初期の放射性ヨウ素拡散について、高い被ばく線量の推定値や、高い甲状腺がん発症率といったデータが存在し、将来にわたって、甲状腺がん等健康被害の顕在化を懸念し続けなければならない心理状態に置かれたことや、それによって差別を被る蓋然性があること自体、被害といえるのである。

#### (5) ④ 仕事や生きがいの喪失

##### ア 失職

避難指示によって、会社勤めの原告は勤務先閉鎖により失職したり、自営業者の原告は営業停止や廃業に追い込まれたりして、仕事を失った。この失職の苦痛について、ある原告は、「大きな不安と絶望感」と悲痛を訴えている。

##### イ 再就職の困難

失職した原告らは、何もせずにいたわけではなく、避難先で再就職先を探そうと努力していた。しかし、避難生活で体調がすぐれないことなどから、再就職することは容易ではないし、年齢の壁もある。すなわち、たとえ高齢であったとしても、本件原発事故が発生しなければ、従前の職場で勤務し続けることができたり、自営業であれば定年無く働くことができたはずである。ところが、一度失職してしまうと、あらたに再就職しようとしても、年齢がハードルとなって採用されることは十分起こりうる。

##### ウ 趣味の喪失

原告らは、趣味を楽しむことがあったが、避難生活によって、これらの趣味の楽しみも喪失してしまった。また、趣味は、無心になって楽しむべきものであるが、かえって苦痛になってしまった場合も見られる。

##### エ 何もやることがない苦痛

原告らは、避難先の仮設住宅あるいは借り上げ住宅で、一日、何もすることがない生活を送っている。仮に失業に対する経済的補償（就労不能損害）を受けているとしても、何もすることがないという苦痛を被っている。

また、本件原発事故以前に仕事をしていなかったとしても、原告らは、家

庭や地域の中で何らかの役割を担って生活しており、そのことにやりがいを感じていた。そのような日常のやりがいを奪われ、何もやることがない無為な日々を過ごすことは、人間にとって極めて苦痛である。

#### (6) ⑤ 被害者同士等の軋轢

##### ア 家族間の軋轢

本件原発事故前、原告らは、長年培ってきた程よい距離感によって、平穏な家族関係や親族関係を構築していた。

ところが、避難生活の中では、程よい距離感が崩れたり、避難生活のストレスを家族へぶつけたり、帰還などに対する考え方の違いから口論となったり、様々な軋轢に苦しんでいる。

##### イ 避難者同士の軋轢

親族関係にない避難者同士であっても、賠償金の違いなどから、人間関係に軋轢が生じてしまっている。南相馬市においては、「半径20km圏内」と「半径20km圏外30km」に分けられてしまったことから、避難者同士の軋轢は深刻なものとなった。

##### ウ 避難先住民との軋轢

ほとんどの原告らは、避難先において、多額の賠償をもらって羽振りが良い生活しているなどと誤った認識をされることによって、嫌味を言われたり、嫌がらせを受けたりしており、避難先住民との交流に非常に苦慮している。

#### (7) まとめ

以上のように、原発事故による避難慰謝料として、原告らに共通するものだけでも、① 避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、② 見知らぬ土地での不安、③ 被ばくによる不安や差別、④ 仕事や生きがいの喪失、⑤ 被害者同士等の軋轢というものが存在する。

## 2 中間指針（追補含む）が避難者の事情や被った損害を適切に加味して、月額10万円と定めていないことは、明らかであること－中間指針（追補含む）が慰謝料を月額10万円と定めたことの問題点

中間指針自身が「本件原子力事故による原子力損害の当面の全体像を示すもの」「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないように留意されることが必要」と述べるとおり（中間指針2頁），あくまで暫定的な指針に過ぎない。「明記されない個別の損害」と記載されているが，このことは，損害項目として記載されていてもその評価額が不十分な場合における「超過損害額」についても同様である。中間指針は，本訴訟において，損害の捉え方を制約したり，賠償範囲を制限したり，賠償額の上限を画したりするものではない。

また，策定過程について，「被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく，一方的に中間指針等を策定している（本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは，中間指針公表後である原発事故発生から10ヶ月を経過した第21回審査会（2012年1月27日）においてである。）」など，被害実態を踏まえたものでないことが指摘されている。

指針の性質についても，「注意すべきは，和解は当事者の合意であり，強制力を持った裁判と違い，当事者的一方である東電の意向を無視できないことである。そのため，原賠審としては，一方当事者である東電が納得（納得せざるを得ない）ものを志向することになってしまっている面がある。」ことや，委員の中立性についても問題点が指摘されている。

そして，交通事故損害賠償（自賠責保険）が参考されたことについて，「一方において低い慰謝料額であるゆえに遞減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら，他方において1日単価を高くしたゆえに递減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは，著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない。」など矛盾点が指摘されている。

さらに，中間指針が想定している精神的損害は，日常生活阻害および見通し不安に関する損害であって，論理的視点，分析的視点に照らせば，中間指針が定める月額10万円は，避難慰謝料としても不十分な賠償であることは明らかである。

### 3 被告の反論に対する再反論

#### （1）被告の主張の概要（被告準備書面（3）46頁）

被告は、中間指針等に基づき、本件事故当時、旧緊急指示解除準備区域に住所地を有する方に対しては、2011年3月から2018年3月までの7年1か月分の精神的損害の賠償として、1人当たり合計850万円（ただし、避難所等における避難生活がない場合。以下同じ。）を賠償し、また、本件事故当時、旧緊急時避難準備区域に住所地を有する方に対しては、2011年3月から2012年8月までの1年6か月分の精神的損害の賠償として、1人あたり合計180万円を賠償している。

そして、避難等対象者に対する中間指針等に基づく精神的損害の考え方及びその賠償額の指針は、過去の裁判例等の検討も踏まえて、慎重な審理の上に策定されており、十分な合理性・相当性を有するものである。

## （2）原告の反論

### ア 中間指針の問題点

原賠審の中間指針（追補を含む）には種々の問題点が存在する。

被告の精神的損害の賠償の考え方及びその賠償額の指針がそのような問題を有する中間指針に基づくものである以上、被告の賠償基準もまた合理性・相当性を欠くものである。

### イ 過去の裁判例からしても旧緊急時避難準備区域の避難慰謝料総額が低額すぎるものであること

ところで、審査会が中間指針の避難等に係る慰謝料額を決めるに当たって検討したとされる過去の裁判例の中には、長野県で発生した地滑り災害事案がある（乙C14の「身体的損害なし」の2番、被告準備書面（3）40頁）。

同事案における住民の避難期間は約1週間から約3年9か月であったが、裁判所は「本件災害の大変に徴すれば、被災者の多くが生活の基盤であった土地・建物・家財等を一挙に失い、また長期間にわたる避難生活の不便を強いられたことにより、多大の精神的苦痛を受けたであろうことが推察され、右精神的苦痛が、単に財産的損害の填補によって当然に慰謝される性質のものにとどまらず、右財産的損害とは別途に賠償されるに値する非財産的損害」と言いうものであることは明らかである。したがって、本件最大の被災者

に対しては、財産的被害の内容・程度、避難生活の態様、家族構成等諸般の事情を斟酌し、相当と認められる金額の慰謝料が支払われるべきである。」と判示し、避難生活期間に関わらず、概ね300～400万円の慰謝料を認定した（長野地裁 1997年6月27日、判タ956号58頁）。

対して、本件で被告が支払った旧緊急時避難準備区域に住所地を有する者に対する賠償金は、1人あたり合計180万円に過ぎない。

中間指針は「関係市町村の首長の声も十分聞くことなく」策定され、慰謝料も「被災住民の現実の生活状態を全く見ることも、聞くことも、調査することもなく」算定された（甲B12），原子力損害の当面の全体像を示すものにすぎず、暫定的な指針にすぎない。したがって、この中間指針等を基として作成された被告の賠償基準も旧緊急時避難準備区域に住所地を有していた住民の避難実態を全く考慮しないものであり、前記の裁判例と比較しても低額すぎると言わざるを得ない。

#### ウ 災害等の裁判例は原発による避難慰謝料の参考とならないこと

被告は、中間指針における避難慰謝料額の賠償基準は、過去の裁判例との整合性の観点からも、合理性・相当性を有すると主張する。

しかし、騒音や悪臭といった身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例が審査会の配付資料とされたが、実際の審査過程では裁判例を参考にして賠償金額が決められていたわけではなく、議論は避難指示区域に対する慰謝料額とのバランスに終始していたのである（原告準備書面（11））。

よって、中間指針等は到底、「過去の裁判例等の検討も踏まえて、慎重な審理の上に策定されたもの」とは言えず、それに基づく被告の賠償基準についても同様のことが指摘できる。

そもそも、本件事故による影響は、広範かつ深刻で、長期にわたるものであり、その避難の過酷さも、過去の災害等における避難と単純に比較できるようなものではない。

したがって、原告らが本件事故の結果、長期にわたる過酷な避難を強いられたことによって受けた精神的苦痛を正しく評価するためには、過去の裁判

例にとらわれず、本件の特性を踏まえた上で検討しなければならないものである。その意味においては、過去の災害等に関する裁判例は参考になるものではない。

### 第3 個別損害の積み上げ

#### 1 千葉地裁が個別事情による上乗せをしていること

##### (1) 千葉地裁の避難慰謝料に関する考え方（総論）

千葉地裁は、2017年9月22日（平成25年（ワ）第515号外 損害賠償請求事件（国賠）），次のとおり判示した（以下「千葉判決」という。）。

原告らは、避難生活に伴う慰謝料としては、交通事故の入院慰謝料と同等の基準を採用すべきであり、月額50万円を下回らないと主張する。しかし、上記のように、避難生活により原告らに生じた精神的損害の評価は、原告らに生じた具体的な事情を考慮して定めるべきものであって、それらを検討することなく月額50万円の慰謝料が妥当な金額であるということはできない。

他方、被告東電は、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額は十分な合理性・相当性を有するものであり、それを超える原告らの請求には理由がないと主張するが、中間指針等が定める月額10万円という慰謝料の賠償基準は、本件事故により避難を余儀なくされた者の主觀的・個別的事情を捨象し、避難を余儀なくされた者が共通して被ると考えられる避難生活に伴う慰謝料の最低限の基準を示したものと解するのが相当であり、原告らの個別・具体的な事情によっては、これを超える慰謝料を認めるべき場合は当然にあり得る。

##### (2) 個別事情による上乗せ

千葉判決の全てを肯定するわけではないが、少なくとも、次の事情が認められる原告らに対して、避難慰謝料の加算を認めた点は、肯定できる。

- ① 避難回数が多い
- ② 家族との離散（ただし、離散した者を対象とする。）
- ③ ペットとの離散
- ④ 介護をしていた（世帯代表者にのみ、増額を認めたのではなく、介護に従

事していた者全てについて上乗せを認めている。)

⑤ 持病がある（身体的、精神的いずれについても認めている。）

⑥ 避難先でいじめに遇った

(3) その他の個別事情により上乗せをすべき場合

そのほか、千葉判決では示されていないが

⑦ 避難時に未就学児の世話をしていた

場合にも、避難慰謝料の加算を認めるべきである。

## 2 個別事情による避難慰謝料の加算

(1) ① 避難回数が多い

千葉判決は、3か月で6回避難した場合に3か月で6万円を、1か月で4回避難した場合に1か月で2万円を増加している。

避難先での生活には大きな困難が伴うという点のみならず、避難そのものに対する大きな困難が伴うし、移動等による出費ならびに不安も生じることから、避難回数が多い場合には、増額するという考え方は、是認できる。

そこで、1か月に2回の避難が認められる場合には当該期間に限り2万円、避難の回数が1回増えることに1万円ずつ加算すべきである。

なお、「震災による避難」と「原発事故による避難」を分ける観点から、中学校からの避難回数をカウントすることとした。例えば「大甕小学校 → 原町一中 → 親戚宅」と避難した場合は、親戚宅を1回目の避難先とする。

(2) ② 家族との離散

ア 同一世帯にあった者の離散

千葉判決は、離散した者にしか、離散による慰謝料の増額を認めていない。

例えば、原発事故前、4人で暮らしていた家族のうち、1名が仕事により、もう1名が体調の点から離散したケースにおいては、離散した2名についてしか、離散による増額を認めなかった。

家族は、相互に扶助しあって生活しているところ、残った者にも離散した者との間で築き上げてきた関係があるし、家族が離れて暮らすことになった

場合に、一方のみ離散したという評価をするのは不適切である。

そこで、家族との離散が認められる原告らについては、離散した期間に応じて、1か月に2万円ずつの加算をすべきである。なお、終期については「離散が解消した時点」か「避難慰謝料の請求期間」のいずれか早い方とする。

#### イ 同居していないものの相互扶助が認められる者の離散

家族の離散による慰謝料の増額は、同居している場合のみならず、近くに居住しており、相互扶助が認められるケースにおいても、認めるべきである。例えば、子ども夫婦が同じ家に住んでいなかったとしても、食事や送り迎え等により、相互が行き来しているケースにおいては、同居しているのと同じように相互に扶助しているといえるからである。

ただし、同居している原告らと同等の相互扶助が認められるとはいえないことから、離散した期間に応じて、1か月に1万円ずつの加算をすべきである。なお、終期については「離散が解消した時点」か「避難慰謝料の請求期間」のいずれか早い方とする。

#### (3) ③ ペットとの離散

被告は、ペットとの離散があったケースについて5万円を支払い、千葉判決は、当該損害金額について相当であると考えている。しかし、家族との離散に匹敵するペットとの離散について、5万円と評価するのは著しく低額すぎる。

ペットを飼うことで癒されることはもちろん、孤独解消、世話をすることによって、思いやりの心が育まれ、子どものコミュニケーション能力が向上したり、老人がより積極的に会話をしたりするようになったりする。

また、人間同士であれば、互いに連絡をし合うことができるが、ペットと離散したならば、永遠に再会することができないと想定した方がよく、原発事故を契機として死別させられたと捉えても、言い過ぎにはならない。

そこで、人間同士の交流に匹敵するまで深いものとはいえないが、死別に匹敵するものであることからすると慰謝料額としては、ペットを飼っていた原告ら（家族の代表者ではない。）については、1匹について30万円の加算を認めるべきである。

#### (4) ④ 避難中に介護をしていた

千葉判決は、介護が認められるケースにおいて、世帯代表者にのみ、増額を認めたのではなく、介護に従事していた者全てについて上乗せを認めており、その額については、1か月に1万円ずつの加算としている。

この点、被介護者の介護を必要とするが、身体的なものか精神的なものかで区別すべきである。なぜなら、精神疾患を抱える者を介護するケースにおいては、被介護者の要望に応えるとともに、徘徊、暴言や奇声の発声など不規則行動の予防や沈静など、周囲に気を遣わなければならない事情が多岐にわたるためである。

そこで、避難中、要介護者を介護していた原告らには1か月につき2万円の加算を、精神疾患を患っている者を介護していた原告らには1か月につき4万円の加算を認めるべきである。

#### (5) ⑤ 持病がある（身体的、精神的いずれについても認めている。）

千葉判決が、身体的、精神的持病があるケースにおいて慰謝料の増額を認めた点について是認できる。医療機関の処方を受けて、服薬しているという点だけであっても、避難先における薬の管理や服用を忘れないようにしなければならず、避難するだけにとどまらない精神的苦痛がある。ただし、持病については、ひとくくりにするのではなく、通院して処方を受けているか、障がい者の認定を受けて1週間に1回以上通院しているか、というランクを付けて増額すべきである。

そこで、通院して処方を受けている原告らには1か月につき2万円の加算を、障がい者の認定を受けて1週間に1回以上通院している原告らには1か月につき4万円の加算を認めるべきである。

#### (6) ⑥ 避難先でいじめに遇った

千葉判決は、避難先でいじめにより転校を余儀なくされた中学生（当時）について、1か月3万円の慰謝料の増額を認めている。

2017年6月6日、NHKは「クローズアップ現代」において、原発避難いじめアンケートから、子どもにおいて「放射能がうつる。賠償金をいっぱい

もらっているんだから、おごれ。」「無視され高校を転校した。」「首をしめられる。ズボンを下げられる。親を拒否していて、何も話せない状態が続いている。」という実態が存在し、何の罪もなく、避難者であることを理由にいじめを受け、心に大きな傷を受けていることがわかったと報道した。

そこで、避難先でいじめに遇ったケースについては、いじめの結果、転校を余儀なくされた原告らはいじめの期間に対して1か月につき5万円、転校をしなかった原告らはいじめの期間に対して1か月につき2万5000円の加算を認めるべきである。

#### (7) ⑦ 避難時に未就学児の世話をしていた

未就学児は、乳児、未満児、未満児を超えた幼児と分類される。年齢ごとで育児の内容も変わるが、概ね、授乳・ミルク、食事準備・介助、おむつ替え、衣類の洗濯・着替え、寝かしつけ、入浴をする必要がある。

未就学児の行動として、監護者の意に沿わないような行動をしたり、突然いなくなってしまったり、突然、泣いてしまう特徴がある。

そこで、見知らぬ避難先では、未就学児の監護に神経をつかうところ、未就学児と同行して避難していた成人に対して、1か月2万円の加算を認めるべきである。

### 3 個別事情による避難慰謝料の加算表

項目	対象となる原告	始期～終期	加算額
① 避難回数が多い	2回以上／月の避難をした者	2回以上／月の避難が存在する期間	2万円／月 避難回数が増えるごとに1万円加算
② 家族との離散	同一世帯で離散の経験をした者	離散の開始～「離散解消」か「避難慰謝料の請求期間」の早い方	2万円／月
	同一世帯ではないが相互扶助があり離散		1万円／月

		を経験した者		
③	ペットとの離散	飼っていたペットと離散した者	一	1匹につき30万円
④	避難中の介護	要介護者を介護していた者	避難の開始～「介護解消」か「避難慰謝料の請求期間」の早い方	2万円／月
		精神疾患患者を介護していた者		4万円／月
⑤	持病がある	通院して処方を受けている者	避難していた期間	2万円／月
		障がい者の認定を受け1回／週以上通院している者		4万円／月
⑥	避難先でのいじめ	いじめの結果転校した者	いじめられていた期間	5万円／月
		いじめを受けたが転校はしなかった者		2.5万円／月
⑦	避難時に未就学児の世話	未就学児と同行して避難していた成人	未就学児と避難していた期間	2万円／月

#### 4 各原告毎の加算額

上記の基準に基づき、各原告毎に個別加算事由に基づき、加算すべき慰謝料額を算出したものが、別紙表である。

したがって、各原告には、別紙表の通り、慰謝料額が加算されるべきである。なお、それらの慰謝料が加算されるべきではあるが、原告らは、それらの慰謝料に訴状で主張した慰謝料を加えた額を総額として、訴状で主張した慰謝料を一部請求するものとする。

以上

## 別紙

番号	原告名	訴状	既払い金	居住	原発	避難始期	避難終期	最終転居日	最終転居先	①避難回数	②家族との離散	③ペットとの離散	④避難中の介護	⑤持病	⑥避難先いじめ	⑦未就学児世話	
		請求額		行政区	距離					額	期間	額	期間	額	期間	額	期間
1	高田一男	2710万円	182万円	平	20~30	2011.3.11	2011.3.25	2011.3.25	自宅別（会社建物）	4万	11/3	"	"	"	"	"	"
2-1	瀬川泰彦	3350万円	850万円	江井	20	2011.3.11	現在	2017.7	自宅	4万	11/3~7	168万	11/3~	"	"	"	"
2-2	瀬川孝子	3350万円	850万円	江井	20	2011.3.11	現在	2017.7	自宅	4万	11/3~7	168万	11/3~	"	"	"	"
2-3	松平由美子	3350万円	850万円	江井	20	2011.3.11	現在	2014.3	自宅別（借上住宅）	2万	11/3	168万	"	"	"	"	"
2-4	松平康隆	3350万円	850万円	江井	20	2011.3.11	現在	2014.3	自宅別（借上住宅）	2万	11/3	168万	"	"	"	"	"
2-5	松平有希乃	3350万円	858万円	江井	20	2011.3.11	現在	2014.3	自宅別（借上住宅）	2万	11/3	168万	"	"	2.5万	11/3~	"
2-6	松平康稔	3350万円	858万円	江井	20	2011.3.11	現在	2014.3	自宅別（借上住宅）	2万	11/3	168万	"	"	2.5万	同上	"
3-1	半杭勝子	3420万円	608万円	江井	20	2011.3.11	現在	2011.10.1	自宅別（借上住宅）	2万	11/3	168万	"	30万	1匹	"	"
3-2	半杭静雄	3261万円	774万円	江井	20	2011.3.11	現在	2011.3.17	自宅別（つくば娘の家）	2万	11/3	168万	"	30万	1匹	"	"
3-3	半杭アサ子	3314万円	774万円	江井	20	2011.3.11	現在	2011.3.17	自宅別（つくば娘の家）	2万	11/3	168万	"	30万	1匹	"	"
4-1	牛来信一	3350万円	852万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2012.1.11	自宅別（賃貸マンション）	4万	11/3	168万	11/3~	"	"	"	"
4-2	牛来由美子	3350万円	852万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2012.1.11	自宅別（賃貸マンション）	4万	11/3	168万	"	"	"	"	"
4-3	牛来 新	3350万円	892万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2012.1.11	自宅別（賃貸マンション）	4万	11/3	168万	"	"	"	"	"
4-4	牛来 心	3350万円	892万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2012.1.11	自宅別（賃貸マンション）	4万	11/3	168万	"	"	"	"	"
4-5	牛来恵信	3350万円	852万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2017.5.10	自宅別（仮設住宅）	4万	11/3	168万	"	"	"	"	"
4-6	牛来キミヨ	3350万円	852万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2017.5.10	自宅別（仮設住宅）	4万	11/3	168万	"	"	"	"	"
5-1	門馬昭一	3350万円	852万円	大甕下	20	2011.3.12	現在	2013.1.7	自宅別（仮設住宅）	2万	11/3	"	"	"	"	66万	11.3.15-
5-2	門馬由美子	3350万円	852万円	大甕下	20	2011.3.12	現在	2013.1.7	自宅別（仮設住宅）	2万	11/3	"	"	"	"	66万	11.3.15-
6-1	藤澤清一	3945万円	854万円	大甕下	20	2011.3.14	2017.5.28	2017.5.28	自宅	3万	11/3	146万	11/3~	"	"	"	"
6-2	藤澤道子	3350万円	854万円	大甕下	20	2011.3.14	2017.5.28	2017.5.28	自宅	3万	11/3	146万	"	"	"	"	"
6-3	藤澤和輝	3350万円	894万円	大甕下	20	2011.3.14	2017.5.28	2017.5.28	自宅	2万	11/3	146万	"	"	"	"	"
6-4	藤澤光輝	3350万円	894万円	大甕下	20	2011.3.14	2013.3	2011.3.14	自宅別（母のアパート）	1万	11/3	146万	"	"	"	"	"
7-1	牛来隆治	3350万円	90万円	大甕下	20	2011.3.12	現在	2011.7.26	自宅別（借上住宅）	2万	11/3	"	30万	1頭	"	"	"
7-2	牛来妙子	3350万円	102万円	大甕下	20	2011.3.12	現在	2011.8.6	自宅別（借上住宅）	2万	11/3	"	30万	1頭	"	"	"
7-3	牛来将寿	3350万円	810万円	大甕下	20	2011.3.12	現在	2011.7.26	自宅別（借上住宅）	1万	11/3	"	30万	1頭	"	"	"

<sup>1</sup> 被告準備書面（11）（2018.2.28）の精神的損害（避難慰謝料）（b）欄から引用

7-4	牛来トシ子	3350万円	102万円	大堀下	~20	2011.3.12	現在	2011.8.6	自宅別(借上住宅)	2万	11/3	30万	1頭
8-1	谷地茂	3350万円	852万円	小沢	~20	2011.3.12	2015.10	2015.10	自宅(新築)	5万	11/3	118万	11/4-15/3
8-2	谷地とじ子	3350万円	852万円	小沢	~20	2011.3.12	2015.10	2015.10	自宅(新築)	5万	11/3	118万	11/4-15/3
8-3	谷地恵美	3350万円	852万円	小沢	~20	2011.3.12	2015.10	2015.10	自宅(新築)	5万	11/3	118万	11/4-15/3
8-4	谷地綾華	3350万円	892万円	小沢	~20	2011.3.12	2015.10	2015.10	自宅(新築)	5万	11/3	118万	11/4-15/3
9-1	山下清意	3350万円	850万円	小沢	~20	2011.3.11	2014.12.23	2014.12.23	自宅(新築)	4万	11/3		
9-2	山下国香	3350万円	852万円	小沢	~20	2011.3.11	2014.12.23	2014.12.23	自宅(新築)	4万	11/3		
10	今野純子	4700万円	1132万円	江井	~20	2011.3.11	2017.8.4	2017.8.4	自宅(長男家・新築)	3万	11/3	156万	11/3~
										17/8		304万	11/3~
											17/6	124万	12/7~
											17/8		
11-1	大内敏文	3350万円	850万円	大堀下	~20	2011.3.13	現在	2011.5.25	自宅別(アパート)	3万	11/3		
11-2	大内節子	3350万円	932万円	大堀下	~20	2011.3.13	現在	2011.5.25	自宅別(アパート)	2万	11/3		
11-3	大内康裕	3350万円	852万円	大堀下	~20	2011.3.13	現在?	2011.3.30	さいたま市アパート(大学)	2万	11/3		
11-4	大内ミツ子	3350万円	1012万円	大堀下	~20	2011.3.13	現在	2011.5.25	自宅別(アパート)→老人ホーム	2万	11/3		
12-1	桜井勝秀	3350万円	854万円	江井	~20	2011.3.13	2016.7.12	2016.7.12	自宅	2万	11/3	168万	11/3~
										18/3			
12-2	桜井キヨ	3350万円	854万円	江井	~20	2011.3.13	2016.7.12	2016.7.12	自宅	2万	11/3	168万	11/3~
										18/3			
13-1	桜井文雄	3350万円	850万円	江井	~20	2011.3.13	2016.8.13	2016.8.13	自宅	4万	11/3		
13-2	桜井仁子	3350万円	850万円	江井	~20	2011.3.13	2016.8.13	2016.8.13	自宅	4万	11/3		
14-1	川岸利夫	3350万円	854万円	小浜	~20	2011.3.11	2014.8末	2014.8末	自宅(新築)	2万	11/3	82万	11/3~
										14/8			
14-2	川岸友理子	3350万円	854万円	小浜	~20	2011.3.11	2014.8末	2014.8末	自宅(新築)	2万	11/3	82万	11/3~
										14/8			
15-1	高野光隆	3350万円	854万円	大堀下	~20	2011.3.13	2017.9	2017.9	自宅(新築)	168万	11/3~		
										18/3			
15-2	高野道子	3350万円	854万円	大堀下	~20	2011.3.13	2017.9	2017.9	自宅(新築)	168万	11/3~		
										18/3			
15-3	高野直也	3350万円	854万円	大堀下	~20	2011.3.12	2017.9	2017.9	自宅(新築)	168万	11/3~		
										18/3			
15-4	高野剛	3350万円	650万円	大堀下	~20	2011.3.11	現在	2011.3.11	宮城県仙台市	168万	11/3~		
										18/3			
15-5	高野栄子	3350万円	854万円	大堀下	~20	2011.3.12	2017.9	2017.9	自宅(新築)	168万	11/3~		
										18/3			
16-1	西内功	3350万円	854万円	大堀下	~20	2011.3.12	2017.3	2017.3	自宅	5万	11/3-4	30万円	1頭
16-2	西内みさ子	3350万円	854万円	大堀下	~20	2011.3.12	2017.3	2017.3	自宅	5万	11/3-4	30万円	1頭
16-3	西内達雄	3350万円	854万円	大堀下	~20	2011.3.16	2011.8.28	2011.8.28	自宅別(アパート)	3万	11/3-4	30万円	1頭
16-4	西内洋士文	3350万円	612万円	大堀下	~20	2011.3.12	2011.5.6	2011.5.6	自宅別(アパート)	6万	11/3-4	30万円	1頭

16-5	西内咲江	3350万円	660万円	大甕下	20	2011.3.12	2011.5.6	2011.5.6	自宅別(アパート)	6万	11/3-4	30万円	1頭					
16-6	西内キ又子	3350万円	854万円	大甕下	20	2011.3.12	2017.3	2017.3	自宅	5万	11/3-4	30万円	1頭					
17-1	鈴木久夫	3680万円	850万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	4万	11/3-4	8万	11/3-6		138万	11/3-	136万 11/4-	
															16.11		16/11	
17-2	鈴木友美子	3680万円	850万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	3万	11/3	8万	11/3-6				138万 11/3-	
															16.11		16/11	
17-3	鈴木富雄	3680万円	850万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	4万	11/3-4	8万	11/3-6		138万	11/3-		
															16.11			
17-4	鈴木サワ	3680万円	850万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	4万	11/3-4	8万	11/3-6		138万	11/3-		
															16.11			
17-5	鈴木孝洋	3680万円	850万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	3万	11/3	8万	11/3-6				136万 11/4-	
															16/11			
17-6	鈴木貴美子	3680万円	850万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	2万	11/3	8万	11/3-6				138万 11/3-	
															16.11			
17-7	鈴木泉希	3680万円	898万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	2万	11/3	8万	11/3-6					
17-8	鈴木早基斗	3680万円	898万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	2万	11/3	8万	11/3-6					
17-9	鈴木洋斗	3680万円	898万円	大甕下	20	2011.3.11	2016.11	2016.11	自宅	2万	11/3	8万	11/3-6					
18-1	牛来広	3350万円	852万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2012.2	自宅別(仮設住宅)	3万	11/3	168万	11/3~					
															18/3			
18-2	牛来泰子	3350万円	854万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2011.5.7	自宅別(アパート)	3万	11/3	168万	11/3~					
															18/3			
18-3	牛来浩希	3350万円	850万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2011.5.7	自宅別(アパート)	168万	11/3~					18/3		
18-4	牛来孝文	3350万円	902万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2011.5.7	自宅別(アパート)	3万	11/3	168万	11/3~					
															18/3			
18-5	牛来鬼子	3350万円	854万円	大甕下	20	2011.3.11	現在	2011.5.7	自宅別(アパート)	3万	11/3	168万	11/3~					
															18/3			
19-1	村田勝彦	1610万円	189.5万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.4.1	2011.4.1	自宅・実家(2017.9リボル)									
19-2	村田一美	1610万円	189.5万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.4.1	2011.4.1	自宅・実家(2017.9リボル)									
20-1	唯野博之	1695万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.12	2013.4.1	2013.4.1	自宅	4万	11/3	120万	4匹					
20-2	唯野一美	1695万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2013.4.1	2013.4.1	自宅	4万	11/3	120万	4匹					
20-3	唯野海斗	1695万円	225万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2013.4.1	2013.4.1	自宅	4万	11/3	120万	4匹					
20-4	唯野徹飛	1695万円	225万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2013.4.1	2013.4.1	自宅	4万	11/3	120万	4匹					
21-1	島宏明	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.5.1	2011.5.1	自宅									
21-2	島ムラ	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.5.1	2011.5.1	自宅									
22-1	佐藤廣	29,621,950	182万円	大甕上	20~30	2011.3.11	2013.3.17	2013.3.17	自宅	3万	11/3	16万	11/3~4					
															12/8-			

22-2	佐藤ヒデ子	1693万円	182万円	大甕上	20~30	2011.3.11	2013.3.17	2013.3.17	自宅	5万	11/3	16万	"		
22-3	佐藤真規	1693万円	182万円	大甕上	20~30	2011.3.11	2013.3.17	2013.3.17	自宅	2万	11/3	16万	"	46万	11/3-
22-4	佐藤章悟	1655万円	220万円	大甕上	20~30	2011.3.11	2013.3.17	2013.3.17	自宅	3万	11/3	16万	"		13/3
23-1	末永昇	1800万円	180万円	大甕上	20~30	2011.3.11	2013.6.12	2013.6.12	自宅	54万	11/3-			52万	11/3-
23-2	末永ミツ子	1800万円	180万円	大甕上	20~30	2011.3.13	2013.6.12	2013.6.12	自宅	54万	"				
24-1	星芳夫	1450万円	180万円	大甕上	20~30	2011.3.13	2011.8.10	2011.8.10	自宅	4万	11/3	6万	11/4-8	8万	11/3-8
24-2	星安子	1450万円	180万円	大甕上	20~30	2011.3.13	2011.8.10	2011.8.10	自宅	4万	11/3	6万	"		
24-3	星仁	1450万円	180万円	大甕上	20~30	2011.3.15	2011.4.15	2011.4.15	自宅	6万	11/3	6万	"		
24-4	星佐世子	1450万円	180万円	大甕上	20~30	2011.3.15	2011.8.10	2011.8.10	自宅	6万	11/3	6万	"		
25-1	菅頭一	1450万円	188万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.6.12	2011.6.12	自宅						
25-2	菅頭まゆみ	1450万円	188万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.6.12	2011.6.12	自宅						
25-3	菅頭由紀恵	1450万円	188万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.6.12	2011.6.12	自宅						
25-4	菅頭望	1450万円	188万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.6.12	2011.6.12	自宅						
26-1	高野博	2015万円	182万円	半	20~30	2011.3.11	2013.8.10	2013.8.10	自宅(新築)	6万	11/3、 4、8				
26-2	高野ミネ子	2015万円	182万円	半	20~30	2011.3.11	2013.8.10	2013.8.10	自宅(新築)	6万	"				
26-3	高野智勝	2015万円	182万円	半	20~30	2011.3.11	2013.8.10	2013.8.10	自宅(新築)	6万	"				
27-1	北原敬司	1450万円	190万円	半	20~30	2011.3.11	2013.6.30	2013.6.30					56万	11/3~ 13/6	
27-2	北原ツヤ	1450万円	190万円	半	20~30	2011.3.11	2013.6.30	2013.6.30							
28-1	鈴木ツキ子	1450万円	182万円	高平	20~30	2011.3.12	2011.4.16	2011.4.16	自宅	3万	11/3				
28-2	鈴木毅	1450万円	182万円	高平	20~30	2011.3.12	2011.4.16	2011.4.16	自宅	3万	11/3				
29	島津千子	1630万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.12	2011.4未	2011.4未	自宅						
30-1	丹野美和子	2690万円	200万円	二見町	20~30	2011.3.15	2017.12	2017.12	自宅						
30-2	丹野清一	2690万円	200万円	二見町	20~30	2011.3.15	2017.12	2017.12	自宅						
31-1	山田貴一	2220万円	182万円	半	20~30					4万	11/3-11/4				
31-2	山田弘子	2220万円	182万円	半	20~30					4万	11/9-12/8				
32	高田克信	1450万円	207万円	半	20~30										
33-1	鶴賀隆	1450万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.12	2012.10	2012.10	自宅(新築)	2万	11/3	32万	11/4-12/8		
33-2	鶴賀道代	1450万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.12	2012.10	2012.10	自宅(新築)	2万	11/3	32万	11/4-12/8		
33-3	鶴賀智子	2710万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.12	現在	2015.9.10	宮城県岩沼市	4万	11/3-4	32万	11/4-12/8		
33-4	鶴賀直美	1450万円	222万円	大甕下	20~30	2011.3.12	2012.10	2012.10	自宅(新築)	4万	11/3-4	32万	11/4-12/8		
33-5	鶴賀ユキ子	1450万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.12	2012.10	2012.10	自宅(新築)	4万	11/3-4	32万	11/4-12/8		

34-1	小澤憲夫	1730万円	182万円	大甕上	20~30	2011.3.15	2013.4	2013.4	自宅	24万	11/3-12/1
34-2	小澤文枝	1730万円	182万円	大甕上	20~30	2011.3.15	2013.4	2013.4	自宅	24万	11/3-12/1
34-3	小澤裕輔	1730万円	182万円	大甕上	20~30	2011.3.15	2013.4	2013.4	自宅	24万	11/3-12/1
35-1	岩崎方嗣	1450万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.8.31	2011.8.31	自宅	3万	11/3~11/9-12/8 30万 1匹 12万 11/3-8
35-2	岩崎シヅイ	1450万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.8.31	2011.8.31	自宅	3万	11/3~11/9-12/8 30万 1匹 12万 11/3-8
36-1	佐藤妙子	1450万円	180万円	石神	20~30				避難なし		
36-2	佐藤宰	1450万円	180万円	石神	20~30				避難なし		
36-3	佐藤寿雄	1450万円	180万円	石神	20~30				避難なし		
36-4	佐藤幸恵	1450万円	180万円	石神	20~30	2011.4	2013.2	2013.2	自宅		
36-5	佐藤真優	1450万円	263万円	石神	20~30	2011.4	2013.2	2013.2	自宅		
36-6	佐藤夏恋	1450万円	263万円	石神	20~30	2011.4	2013.2	2013.2	自宅		
37	松波恭子	1450万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.4.1	2011.4.1	自宅	3万	11/3~11/4
38	斎藤文子	1535万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.4中旬	2011.4中旬	自宅	4万	11/3~32 11/3-12/8
39-1	小林五月	1450万円	180万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.5.29	2011.5.29	自宅	2万	11/3~11/7
39-2	小林恭子	1450万円	180万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.5.29	2011.5.29	自宅	2万	11/3~10万 11/3-11/7
39-3	小林寛幸	1450万円	180万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.5.29	2011.5.29	自宅	2万	11/3~10万 11/3-11/7
39-4	小林ケサノ	1450万円	180万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2011.7	2011.7	自宅	2万	11/3~10万 11/3-11/7
40-1	門馬経房	1450万円	184万円	大甕上	20~30	2011.3.14	2011.9.20	2011.9.20	自宅	4万	11/3~12/8 34万 11/3-12/8
40-2	門馬敬子	1450万円	184万円	大甕上	20~30	2011.3.14	2011.9.20	2011.9.20	自宅	4万	11/3~12/8 34万 11/3-12/8
40-3	門馬経弘	2710万円	184万円	大甕上	20~30	2011.3.14	2016.4.1	2016.4.1	自宅	2万	11/3~34万 11/3-12/8
41	高野吉戸	1450万円	189万円	国見	20~30	2011.3.13	2011.5.21	2011.5.21	自宅		
42	黒澤毛ト子	1630万円	184万円	牛来	20~30	2011.3.15	2011.6上旬	2011.6上旬	自宅	3万	11/3~
43-1	山口戦時	1450万円	207万円	上北高平	20~30	2011.3.14	2011.10.20	2011.10.20	自宅		16万 11/3~11/10
43-2	山口二千代	1450万円	180万円	上北高平	20~30	2011.3.14	2011.10.20	2011.10.20	自宅		16万 11/3~11/10
44-1	新妻康則	1630万円	184万円	大木戸	20~30	2011.3.11	2012.1.15	2012.1.15	自宅	2万	11/4~92万 11.4.10~15.3.20
44-2	新妻千河子	2680万円	154万円	大木戸	20~30	2011.3.11	2015.3.20	2015.3.20	自宅	2万	11/4~92万 11.4.10~15.3.20
44-3	新妻拓海	2680万円	154万円	大木戸	20~30	2011.3.11	2015.3.20	2015.3.20	下宿(仙台市)	2万	11/4~92万 11.4.10~15.3.20
44-4	新妻楓	2680万円	154万円	大木戸	20~30	2011.3.11	2015.3.20	2015.3.20	自宅	2万	11/4~92万 11.4.10~15.3.20 20 11.7.25~12/3/30
45-1	鈴木暁	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.4.23	2011.4.23	自宅	2万	11/3~70万 11/4-14/3
45-2	鈴木豊子	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.4.23	2011.4.23	自宅	2万	11/3~70万 11/4-14/3

45-3	鈴木務	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2012.7.26	2012.7.26	自宅	2万	11/3	70万	11/4-14/3
45-4	鈴木みゆき	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.5.31	2011.5.31	自宅	2万	11/3	70万	11/4-14/3
45-5	鈴木ゆりか	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2014.3	2014.3	自宅	2万	11/3	70万	11/4-14/3
45-6	鈴木明日香	1450万円	184万円	大甕下	20~30	2011.3.13	?	2011.3末	東京(大学→就職)	2万	11/3	70万	11/4-14/3
45-7	鈴木摩耶	1450万円	227万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2012.7.28	2012.7.28	自宅	2万	11/3	70万	11/4-14/3
46-1	佐藤一博	1450万円	180万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.4.15	2011.4.15	自宅	2万	11/4~		
											11/5		
46-2	佐藤文枝	1450万円	180万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.4.15	2011.4.15	自宅	2万	11/4~		
											11/5		
46-3	佐藤奈那	1450万円	220万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.5.1	2011.5.1	自宅	2万	11/4~		
46-4	佐藤千穂	1450万円	263万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.5.1	2011.5.1	自宅	2万	11/4~		
46-5	佐藤好正	1450万円	180万円	大甕下	20~30	2011.3.13	2011.5.15	2011.5.15	自宅	2万	11/4~		
											11/5		
47-1	阿部清蔵	1695万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2013.3.31	2013.3.31	自宅	2万	11/3		48万 11/3~
												13/3	
47-2	阿部美枝子	1695万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2013.3.31	2013.3.31	自宅	2万	11/3		48万 11/3~
												13/3	
47-3	阿部光江	1695万円	182万円	大甕下	20~30	2011.3.11	2013.3.31	2013.3.31	自宅	2万	11/3		